

京都市地球温暖化対策推進本部規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 64 号

京都市地球温暖化対策推進本部規則の一部を改正する規則

京都市地球温暖化対策推進本部規則の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号を次のように改める。

(1) 地球環境・エネルギー政策監

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(環境政策局地球温暖化対策室)